

## 概観ペーパーの評価と論点整理

### 1. 総論

我が国のモダリティ案（骨子）	概観ペーパー（骨子）	評価及び論点整理
	<p>（構成）</p> <p>1．本文                      これまでの交渉における各国の主張・提案の大きな流れの記述と今後議論すべき主要論点。</p> <p>2．附属表                      これまで交渉で取り上げられてきた詳細な項目ごとに、各国から提出された提案を網羅的に列挙。</p> <p>更に、「とりあえずの作業仮説」として、必ずしもコンセンサスを得られたものではないが既に幅広い支持があると議長が評価した項目に関して、合意に向けた流れが出来つつあるとの認識の下に特定したものを提示。</p> <p>（概観）</p> <p>モダリティ確立まで残り3ヶ月となり、進展が見られる分野や合意に向けた流れが明らかになりつつある項目も存在。</p> <p>しかし、次のような重要な論点が残っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の概観ペーパーは、<u>我が国の提案についても網羅的に記述</u>。</li> <li>・ 一部の項目では、多数意見と少数意見に分かれているとの分析。</li> <li>・ このうち、特に、「<u>とりあえずの作業仮説</u>」において、「<u>アクセス数量の拡大</u>」と記述されているなど厳しい部分がある。</li> <li>・ 今後、引き続き、我が国の主張の実現に努力。</li> </ul>

ア．ドーハ閣僚宣言に示された野心の水準に関する解釈について、加盟国の間で大きな相違が存在。

イ．多くの加盟国が3分野について明確なモダリティ提案を提出する一方で、これに反対する加盟国から同程度に詳細な提案が出されておらず、交渉の進展を難しくしている。

ウ．後発開発途上国の削減約束からの除外に広範な支持はあるものの、S & Dのあり方に関する立場には差異が残存。

エ．島嶼途上国等の多様な加盟国グループが、その関心事項に応じた多様な要求を提示。

オ．食料安全保障、貧困緩和、農村開発、環境保全、食品安全性、動物愛護といった非貿易的関心事項への配慮の程度や方法についても立場の違いが存在。

・米国、ケアンズはスイスフォーミュラなどを主張。

・一方、我が国やフレンズ諸国は、UR方式による関税削減、総合AMS方式による国内支持削減等のほか、非貿易的関心事項、途上国へのS & D等を主張。

・スイスフォーミュラなど一部の国が出している極端な数字入りの提案は、非現実的かつ過度に野心的。

・ルールに関する議論が十分に尽くされていない段階で、輸出国にとって優位な分野の数値の議論のみを先行させることはできない。

・途上国のためのS & D措置に関するこれまでの我が国の主張を行うとともに、途上国への働きかけを行う。

(注) 農水産物の特惠関税措置の拡充

一般特惠対象品目の追加	118品目
拡充	36品目
LDC特惠対象品目の追加	198品目

・非貿易的関心事項を反映するため、品目ごとの柔軟性を引き続き主張。

## 2 . 市場アクセス

我が国のモダリティ案（骨子）	概観ペーパー（骨子）	評価及び論点整理
<p>（関税水準）</p> <p>(1) 関税の削減約束は、<u>UR の最終譲許税率を基準</u>に行う。</p> <p>(2) UR 及び UR 以降関税化された品目を含め、<u>実施期間中、単純平均で X % の削減</u>を行う。X は今次交渉で合意される率とする。</p> <p>(3) 品目ごとに<u>最低 Y % の削減</u>を行う。Y は今次交渉で合意される率とする。</p> <p>(4) 上記削減は、<u>実施期間中、毎年等量</u>で行う。</p>	<p>（概観）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>スイス・フォーミュラと UR 方式の双方に幅広い支持が存在。</u></li> <li>・ <u>交渉の進展のためには、</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>- <u>非貿易的関心事項を反映させるための柔軟性を確保するため、スイス・フォーミュラに修正を加える方法、</u></li> <li>- <u>UR 方式に基づく具体的な削減率等の提示、同方式で関税のハーモナイゼーションなどを達成する方法</u></li> <li>- <u>2 つの方式の組合せ</u></li> <li>- <u>第 3 の方式の模索</u></li> </ul> </li> </ul> <p>について検討することが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>関税の形式についても、従価税のみに統一するかどうか、又は従価税と従量税とにするかどうかという論点が存在。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>スイスフォーミュラは、例外のない大幅・一律な削減であり、<u>スイスフォーミュラを修正することにより非貿易的関心事項を反映させるための柔軟性を確保することは困難。</u></u></li> <li>・ <u>また、UR 方式でハーモナイゼーションを達成することは困難。</u></li> <li>・ <u>引き続き EU 等と連携しつつ、UR 方式について共通勢力を拡大するよう、途上国へ働きかけを行う。</u></li> </ul>

我が国のモダリティ案（骨子）	概観ペーパー（骨子）	評価及び論点整理
<p>（アクセス数量）  アクセス機会については、<u>基本的にUR最終譲許の数量を前提に議論を行う。</u>  <u>品目毎の柔軟性の確保を図ることとし、URのミニマム・アクセス品目に係る制度改善として、以下を行うとともに、その他のアクセスの数量はこれを維持する。</u></p> <p>(1) <u>設定の基礎となった消費データを得ることができる最新のデータに修正した上で設定する。</u></p> <p>(2) <u>関税化の特例措置を適用した品目に課せられている加重されたアクセス機会は、当該品目が関税化された後は、適用を廃止する。</u></p>	<p>（概観）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>多くの加盟国は、アクセス数量の拡大が市場アクセス改善に不可欠と主張。この問題は、関税削減幅の問題と不可分。</u></li> </ul> <p>拡大方法としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 現行アクセス数量の一定割合を拡大、</li> <li>- 国内消費量の一定割合を現行アクセス数量に上乘せ、</li> <li>- 国内消費量の一定割合まで拡大、</li> </ul> <p>といった論点が存在。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ミニマム・アクセス数量を最新の国内消費量に基づいて算定し、関税化の遅れに伴う加重アクセス数量を解消するとの提案もある。</u></li> </ul> <p>（作業仮説）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>譲許された関税割当量は拡大。</u></li> </ul> <p><u>作業仮説は、附属書の中に記載されており、必ずしもコンセンサスを得られたものではないが既に幅広い支持があると議長が評価した項目に関して、合意に向けた流れが出来つつあるとの認識の下に、取り敢えずの作業仮説として特定したもの。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>我が国の主張は、支持の広がりがみられない状況。</u></li> <li>・ <u>しかしながら、アクセス数量の拡大を作業仮説として一方的に議論を進めるのは妥当ではない。</u></li> <li>・ <u>我が国としては、ミニマムアクセス適用品目に係る制度的な問題を始め、特に主要食糧や既に割当数量が多いものの取扱いなど、品目ごとの柔軟性を引き続き主張。</u></li> </ul>

(関税割当運用)

関税割当制度の運用に関し、公平性、透明性の確保等の原則に照らし、枠の消化率の向上の観点から、今後作成されるガイドラインにおいて、以下の項目等を含める。

未使用枠の取扱い(再割当方法)  
国別割当に未消化が生じた場合の取扱い  
透明性要件の明確化(割当方法、申請者資格、申請期限、担当 機関名、連絡先等)

(特別セーフガード)

(1) 特別セーフガードの対象品目について、  
UR合意における関税化品目、  
季節性があり腐敗し易い品目、  
今次交渉における一定水準以上の関税引下げ品目(途上国の、特に主要品目については、S&Dとして引下げ幅緩和)とする。

(2) 輸入量が一定の水準を超えて特別セーフガードを発動する際に、現行の実行税率が特に低い品目については、X%の最低追加関税を徴収できることとする。Xは今次交渉で合意される率とする。

(輸入国家貿易企業)

(1) 国家貿易企業の運営の透明性を向上させるため、その国別 輸入数量、輸入価格、国内販売価格等を通報対象とする。

(2) 毎年の事業計画の輸入に係る部分を通報する。

(概観)

・関税割当運用の改善に対しては広範な支持。更なる技術的検討が必要。

(概観)

・現行の特別セーフガードを撤廃すべきかとの論点があり、仮に撤廃する場合には、その期限や先進国のみ撤廃するののかという論点が存在。

・現行措置を存続させる場合には、  
- 対象品目や対象国の範囲、  
- 途上国に限定した新たなセーフガードや相殺措置の創設、  
- 季節性があり腐敗し易い農産物のための新たなセーフガードの創設  
等が論点。

(概観)

・透明性の向上や通報要件の強化、貿易の独占権等に係る既存ルールへの追加的な規律の必要性等について、更なる技術的検討が必要。

・引き続き、我が国の提案を主張。

・引き続き、特別セーフガードが関税引下げを円滑に行うためのセーフティネット等の機能を有することを踏まえつつ、途上国の関心品目である主要食糧をも取り込む形でのパッケージとすることを重視。

・引き続き、我が国の提案を主張。

### 3. 国内支持

我が国のモダリティ案（骨子）	概観ペーパー（骨子）	評価及び論点整理
<p>（支持水準）</p> <p>(1) 協定上削減を免除されるものを除くすべての国内支持を対象に、<u>総合AMSによる約束</u>を行う。</p> <p>(2) 約束は、URにおける最終譲許水準を基準に、実施期間の間、毎年均等に行い、実施期間の最終年度に基準のX%削減値で譲許する。Xは今次交渉で合意される率とする。</p> <p>（緑の政策、青の政策、デミニミス）</p> <p>(1) 現行の<u>黄、青、緑の政策の基本的枠組み及びデミニミスの規定を維持する。</u></p>	<p>（概観）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ AMSの削減方式と目標については、</li> <li>- 実施期間初年度の50%前払いと5年間の撤廃（品目別の削減やデミニミスの撤廃を含む）</li> <li>- 青の政策も含めた農業生産額の5%までの削減、</li> <li>- UR方式での削減、</li> <li>- 輸出向けと国内向けの農産物ごとに削減率を差別化、</li> </ul> <p>の4つの論点が存在。</p> <p>（概観）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内支持規律の基本的構造について、</li> <li>- 現状を維持すべき</li> <li>- 貿易歪曲的支持とそれ以外の形で分類の簡素化</li> <li>- 国内支持全般に対する上限設定等による変更を求める</li> </ul> <p>という意見が存在。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青の政策の維持、撤廃、上限設定、という3つの論点が存在。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非貿易的関心事項を反映させるための柔軟性を確保するため、引き続きEU等と連携しつつ、総合AMS方式による削減を働きかけ。</li> <li>・ 引き続き、我が国の提案を主張。</li> </ul>

(2) 緑の政策の改善

収入保険及び収入保証に係る施策への政府の財政的な参加について、

ア 農業経営の安定に必要な施策が適時に発動できるように、現行の収入喪失要件(3割超)を引き下げる。

イ 農業経営の安定に必要な補填が確保できるように、補填割合(現行7割)を引き上げる。

自然災害に係る救済のための支払について、農業経営の安定に必要な施策が適時に発動できるように、現行の収入喪失要件(3割超)を引き下げる。

(概観)

- ・ 主要な論点は以下のとおり。
- 緑の政策に対する上限設定、
- 一部の直接支払いを削減対象に移行、
- 途上国のための付属書2の改善、
- 動物愛護やその他の非貿易的関心事項への対処といった論点からの付属書2の改善、

- ・ 引き続き、我が国の提案を主張。

#### 4 . 輸出規律

我が国のモダリティ案（骨子）	概観ペーパー（骨子）	評価及び論点整理
<p>（輸出補助金）</p> <p>(1) <u>輸出補助金の額、補助金付き輸出量を毎年等量で削減する。</u></p> <p>(2) 輸出信用をはじめとする輸出促進効果のある施策には輸出補助金と同等の規律を適用する。</p> <p>（輸出信用）</p> <p>(1) <u>輸出信用の総額、総量を毎年等量で削減する。</u></p> <p>(2) FAO/WFP等の国際組織のアピールに基づく食料援助に係る <u>信用供与は規律の対象外とする。</u></p> <p>（食料援助）</p> <p>FAO/WFP等の国際組織のアピールに基づく食料援助以外の援助は、輸出補助金規律の迂回阻止の観点から、<u>段階的に無償化する。</u></p> <p>上記の国際組織には、地域取決めに基づく食料備蓄機構を含む。</p>	<p>（概観）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要な論点は以下のとおり。</li> <li>- 削減幅の大きさ（50 %の前払いを含む撤廃か、UR方式による削減か）</li> <li>- 実施期間、</li> <li>- S &amp; Dのあり方</li> </ul> <p>（概観）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的信用に対する強化された規律の確立には概ね一致。具体的な規律のあり方については、ルール・アプローチと削減アプローチが提示され、更なる技術的検討が必要。</li> </ul> <p>（概観）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要な論点は以下のとおり。</li> <li>- 「真の食料援助」の定義、</li> <li>- 食料援助の完全無償化、</li> <li>- 価格高騰時における援助数量の確保の約束、</li> <li>- 援助食料の再輸出の禁止、</li> <li>- 国際食料備蓄構想、追加的な透明性要件</li> <li>・ 新たな規律に沿わない食料援助について、輸出補助金約束又は輸出信用規律の対象とするか、禁止するか、についても議論が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸出補助金については、主にEUが使用。</li> <li>・ 引き続き、我が国の提案を主張。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸出信用については、主に米国が使用。</li> <li>・ 引き続き、我が国の提案を主張。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国が二国間の有償の食料援助を実施。</li> <li>・ 引き続き、我が国の提案を主張。</li> </ul>

<p>(輸出国家貿易企業)</p> <p>(1) <u>国家貿易企業の運営の透明性を向上させるため、四半期毎の報告を含むその国別輸出数量、輸出価格、調達価格等を通報対象とする。</u></p> <p>(2) 毎年の事業計画の輸出に係る部分を通報する。</p>	<p>(概観)</p> <p>・透明性や通報義務の強化、排他的権利や価格プール等に対する追加的な規律の必要性について、更なる技術的検討が必要。</p>	<p>・引き続き、我が国の提案を主張。</p>
<p>(輸出規制・輸出税)</p> <p>(1) <u>すべての輸出禁止・制限措置を輸出税化する。</u>        各国が、全農産品について輸出税率の譲許水準案をオファーし、加盟国間での協議等を経た上で譲許する。        これらの輸出税を実施期間中段階的に36% + X%削減する。Xは今次交渉で合意される関税引下げ率とする。        過去3年間の平均生産量のY%に相当する輸出については、輸出税を非課税とする。Yは今次交渉で合意される率とする。</p> <p>(2) <u>緊急に輸出量を調整する必要がある場合には、輸出国の食料安全保障の観点から、短期的な輸出制限措置を認める。</u>ただし、その場合、        過去3年間の輸出先国シェアが10%以上の国と協議を行わなければならない、        輸出制限措置の適用期間は最大1ヶ月とする、        一定量については輸出制限の適用外とする。</p>	<p>(概観)</p> <p>・一部の加盟国は、輸出制限及び特に輸出税は農業交渉の対象外と主張し、タリフ・エスカレーションへの対抗措置や貴重な収入源として正当化。</p> <p>・これに対し、他国は農業協定12条の強化を主張し、具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 輸出制限を禁止するか、</li> <li>- 輸出制限を輸出税化し譲許・削減約束を課すか、</li> <li>- 輸出税を禁止するか、</li> <li>- その場合の途上国への適用をどうするか、</li> </ul> <p>といった論点が存在。</p>	<p>・引き続き、我が国の提案を主張。</p>